



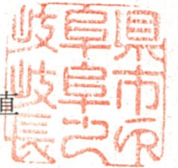
岐阜市公告第 54 号

岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託 に係るプロポーザル手続実施について

岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託に係るプロポーザル手続を以下のとおり実施しますので、公告します。

令和5年5月24日

岐阜市長 柴橋正直



1 業務概要

- (1) 業務名 岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託
- (2) 業務内容 基本設計業務（要求水準書等資料作成を含む。）
- (3) 履行期限 令和7年3月10日（月）

2 業務の詳細な説明

委託業務は、4（2）により交付する「岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）による。

3 参加資格及び評価項目

(1) 参加資格

次のいずれにも該当する単体企業又は共同企業体とする。共同企業体の場合は、全ての構成員がアからオに該当し、代表構成員がカに該当すること。

ア 岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第2条に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 参加表明書提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止を受けていないこと。

オ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。

カ 平成20年4月以降に単体企業又は共同企業体の代表構成員として、次のいずれかの新築又は増築に係る基本設計又は実施設計業務を元請で受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績があること。ただし、増築については、その設計対象部分のものに限る。

(7) 同種業務

延床面積 5,000 m²以上の実験施設等を有する大学の校舎(医学部・薬学部・理学部・工学部等の理系大学)

(イ) 類似業務 (次のいずれか)

- a. 延床面積 5,000 m²以上の大学の校舎 (同種業務を除く。) かつ延床面積 15,000 m²以上の病院
- b. 延床面積 5,000 m²以上の大学の校舎 (同種業務を除く。) かつ延床面積 5,000 m²以上の実験施設等を有する専門学校又は研究所等

(2) 評価項目

評価項目	評価事項
1. 事務所の評価	(1) 技術職員数 (2) 有資格者数 (3) 同種又は類似業務の実績 (4) ZEB 認証の実績
2. 配置技術者の技術力	(1) 管理技術者の同種業務等の実績、経験年数 (2) 建築(総合)主任技術者の同種業務等の実績、経験年数 (3) 建築(構造)主任技術者の同種業務等の実績、経験年数 (4) 電気設備主任技術者の同種業務等の実績、経験年数 (5) 機械設備主任技術者の同種業務等の実績、経験年数 (6) コスト管理主任技術者の同種業務等の実績、経験年数
3. 市内事業者の活用	(1) 市内事業者の活用度
4. 業務実施方針及び手法	(1) コスト管理手法及び設計上の配慮事項 (2) 業務取組体制及び作業スケジュール (3) 特定テーマに対する技術提案の的確性、創意工夫、実現性
5. 見積	(1) 見積額

4 手続等

(1) 担当課 岐阜薬科大学事務局キャンパス整備推進課 (本部キャンパス)

〒501-1196 岐阜市大学西 1 - 25 - 4

T E L 058-230-8100 (内線 7643・7645)

F A X 058-230-8200

電子メール campus-seibi@city.gifu.gifu.jp

担当者 小木曾、平光、高木

(2) 説明書の交付

ア 交付期間

令和5年5月24日(水)から令和5年6月13日(火)まで

交付の時間は、平日の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 交付場所

(1) の担当課で交付する。

下記ウ (ア) ～ (シ) の資料は、市のホームページから入手することができる。

下記ウ (ス) ～ (ツ) の資料は、CD-R で貸与する。受け取りの際は、別添9「守秘義務誓約書」に記名押印し提出すること。また、本プロポーザル終了後に担当課へ返却すること。

岐阜市ホームページ (<https://www.city.gifu.lg.jp>)

ウ 交付する関係資料

(ア) 岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託に係るプロポーザル手続実施について

(イ) 岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託プロポーザル説明書

(ウ) 別添1 業務委託契約書 (案)

(エ) 別添2 岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託仕様書

(オ) 別添3 岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託プロポーザル参加表明書作成要領

(カ) 別添4 参加表明書様式 (様式第1～7号)

(キ) 別添5 競争参加資格審査申請書 (建設コンサルタント業務) 様式

(ク) 別添6 岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託 ○○・□□設計共同体協定書 (案) 様式

(ケ) 別添7 岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託プロポーザル技術提案書作成要領

(コ) 別添8 技術提案書様式 (様式第8～10号)

(サ) 別添9 守秘義務誓約書様式

(シ) 別添10 質問書様式

(ス) 資料1 大学西地区地区計画の都市計画変更 (原案) について

(セ) 資料2 道路計画平面図

(ソ) 資料3 現況平面図

(タ) 資料4 敷地測量図

(チ) 資料5 造成基本設計業務報告書 (一部抜粋)

(ツ) 資料6 地質調査業務報告書 (一部抜粋)

(3) 参加表明書の提出

ア 作成方法

別添3「岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託プロポーザル参加表明書作成要領」によること。

イ 提出方法

2部を持参又は郵送で提出すること。

ウ 提出先

4（1）に同じ。

エ 提出期間

令和5年5月24日（水）から令和5年6月13日（火）まで

受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

※郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「参加表明書在中」と朱書きの上、提出期間内に必着のこと。

オ その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

（4）参加表明書に関する質問の受付及び回答

ア 提出方法

参加表明書に関する質問は、別添10「質問書」に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質問書を送信した場合は、受付担当課に電話で受信確認すること。

イ 受付担当課

4（1）に同じ。

ウ 受付期間

令和5年5月24日（水）から令和5年5月30日（火）午後5時まで

エ 質問に対する回答は、令和5年6月6日（火）までに市ホームページに掲載する。

ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は実施要領等の追加又は修正とみなす。

（5）技術提案書の提出

ア 作成方法

別添7「岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託プロポーザル技術提案書作成要領」によること。

イ 提出方法

技術提案書は、10部を持参又は郵送で提出すること。また、見積書は原本1部を提出すること。

ウ 提出先

4（1）に同じ。

エ 提出期間 令和5年7月10日（月）から令和5年8月4日（金）まで

受付時間は、平日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

オ その他

- (ア) エの提出期間内に技術提案書の提出がなかった場合は辞退したものとみなす。
- (イ) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(6) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

ア 提出方法

技術提案書に関する質問は、別添10「質問書」に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質問書を送信した場合は、受付担当課に電話で受信確認すること。

イ 受付担当課

4(1)と同じ。

ウ 受付期間

令和5年5月24日(水)から令和5年6月29日(木)午後5時まで

エ 質問に対する回答は、令和5年7月6日(木)までに市ホームページに掲載する。回答は質疑の受付期間内に複数回に分けて行う場合もある。

ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は実施要領等の追加又は修正とみなす。

5 プロポーザルの審査

(1) 審査

審査委員会において、プロポーザルの書面審査及びヒアリングを実施し、最優秀提案者を特定する。ただし、最優秀提案者に参加資格の喪失や失格などが発生したときには、次点提案者を最優秀提案者に繰り上げ特定する場合がある。

(2) 結果の通知

審査の結果は、プロポーザル参加者に対し速やかに書面により通知する。また、審査結果等については市のホームページ等で公表する。

6 審査委員会

本プロポーザルにおいて、委託事業者の選定にあたっての審査は、岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託プロポーザル審査委員会で行う。

7 契約

本業務を委託する相手方については、市の内部手続きを経た上で決定するので、最優秀提案者の特定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

8 その他

- (1) 参加表明書及び技術提案書の提出は、応募者1者につき各1案とする。

- (2) 共同企業体の場合、1者が複数の共同企業体を構成することはできない。
- (3) 協力事務所へ業務の一部を再委託する場合は、当該協力事務所が、本プロポーザルの参加者（単体企業、他の共同企業体の構成員）でないこと。
- (4) この提案の作成に要した費用、旅費その他この提案に関する一切の経費は、応募者の負担とする。